

平成21年10月20日

学生・教職員の皆様へ

久留米工業大学

学 長 尾崎 龍夫

安全衛生管理委員長 中村 本勝

久留米工業大学における新型インフルエンザへの対応について

日本国内の新型インフルエンザ(A/H1N1)の感染者は増加を続けています。学内においても散発的な発生の報告が続いている状況です。厚生労働省の運用方針としては、国民一人ひとりの徹底した感染防止対策の実施が最も重要であることを改めて啓発しています。

今後の学生・教職員へのインフルエンザ対策の行動指針については、以下のとおりとしますので、ご協力をお願いいたします。

1. 感染予防対策について

外出にあたっては、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないこと、外出時にはマスクを着用すること、うがいと手洗い、「咳エチケット」の励行に努めて下さい。また、体調管理のため1日1回以上の体温測定を行って下さい。

2. インフルエンザの症状が見られる場合について

38度以上の発熱、または 鼻水もしくは鼻づまり 喉の痛み 咳 発熱または身体のほてりや寒気の4つの内2つ以上の症状がある場合は、速やかに最寄りの医療機関に電話で受診時間や受診方法を確認してから受診して下さい。

なお、受診の際は周囲の人への感染防止のため、マスクを着用して下さい。

3. 学生及び教職員のインフルエンザ感染の報告について

インフルエンザの流行状況及び集団感染を早期に把握するため「新型インフルエンザ」、「A型インフルエンザ」、「インフルエンザ」と診断された場合は、電話により状況を医務室[0942-22-2349(内線262)]に報告して下さい。

4. 重症化防止のための注意について

今回の新型インフルエンザについては、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)等の基礎疾患を有する方や妊婦、幼児が重症化するリスクが高いとされています。該当される方は、手洗いの励行、うがい、人混みを避けるなどし

て感染しないように注意するとともに、予め主治医と相談しておき、体調不良がみられたら早期に医療機関を受診し治療の必要性について相談して下さい。

5. インフルエンザ感染者の出席(出勤)停止について

- (1)学生：公認欠席　教職員：病欠または年休扱いとする。
- (2)出席停止期間は、学生・教職員共に7日間(発熱や咳、喉の痛みなどの症状が始まった日から7日目まで)とする。
- (3)同居家族内に発症者がある場合を含め濃厚接触者の自宅待機措置は行いません。登校(出勤)前の検温と体調管理を行い、出席(勤務)する場合は必ずマスクを装着して下さい。体調に変化のある場合は、速やかに医療機関を受診して下さい。
- (4)今季のインフルエンザに限り、学生が公認欠席の手続きをする際には、診断書(医証)または受診した事が証明できるもの(領収書・処方箋など)も受付けます。教職員の場合は、従来どおり診断書とします。

6. 集団発生時の活動停止・休講・休校について

(1)クラブ活動・ゼミ

同一集団内において、7日以内で2名以上発症した場合にはその部活動は活動休止、ゼミは休講とします。期間は、最終発症者の発症日の翌日より7日間とします。

活動休止期間の対外試合は原則自粛としますが、公式試合の場合は大会本部の方針に従って下さい。

(2)休講・休校の期間とタイミング

新型インフルエンザによる欠席者の報告数と主な講義の欠席状況、周囲の感染拡大の動向などから1割以内の発症を目安として総合的に判断します。久留米工業大学の休講や休校の情報は、久留米工業大学公式ホームページに発表しますので定期的に確認して下さい。

(3)行事の実施や参加について

有症者の不参加を徹底することとして、一律な基準は設けません。各行事の実施については、感染拡大防止を十分に考慮し、個別の検討を行って下さい。